

## 令和8年度 就学援助制度のお知らせ

学校でかかる費用(学用品費・学校給食費等)の補助を行う制度です。

### 1. 援助を受けられる方 以下の(1)~(9)のいずれかに該当する場合は、援助を受けられます。

- (1)現在生活保護を受けている方
- (2)町民税が非課税又は減免されている方
- (3)固定資産税の減免を受けている方
- (4)国民年金保険料の免除を受けている方
- (5)国民健康保険料の減免又は猶予を受けている方
- (6)生活福祉資金の貸付を受けている方
- (7)児童扶養手当を受給している方
- (8)同一生計の世帯全員の所得が町の定める基準未満の方
- (9)その他必要と認められる方(世帯の状況を確認し総合的に判断します。)

<就学援助が認定となる所得の目安>

世帯人数	世帯構成	年間所得金額
5人	母(38歳)、子(中2)、子(小4)、祖父(68歳)、祖母(65歳)	355万円未満
4人	父(42歳)、母(41歳)、子(中1)、子(小4)	301万円未満
3人	父(40歳)、母(40歳)、子(小4)	247万円未満
2人	母(29歳)、子(小2)	226万円未満

※年間所得金額は、おおよそ以下の算出式のとおりです。(給与取得のみの場合)

「給与所得控除後の金額」-(「社会保険料控除額」+「生命保険料控除額」+「地震保険料控除額」)

※上記の基準額はあくまで目安です。実際の基準額は、世帯全員の人数、年齢、社会保険料等の控除額により異なります。そのため、前年と所得額が同程度であっても審査結果が異なる場合があります。

### 2. 援助を受ける手続き

#### (1)申請に必要なもの

- ①申請書(申請書は学校教育課にあります。町ホームページからもダウンロード可能です。)
- ②印鑑(朱肉使用のものに限る。)
- ③振込先の金融機関、支店名、口座番号が分かるもの(申請者と同一名義。)
- ④添付書類

申請理由	添付書類
上記1(2)~(6)	「決定通知書」等の証明書類の写し
上記1(7)	「児童扶養手当証書」の写し
上記1(8)	・令和8年1月1日時点で小川町に住民登録がある方は、添付書類は不要です。 ・令和8年1月1日時点で小川町に住民登録がない方は、申請書を先に提出し、添付書類は住民登録のあった自治体で発行される、令和7年分の「所得と控除の額が分かる証明書」(世帯全員分)を6月以降に取得して提出してください。

※世帯全員(収入のない学生を除く)が所得税確定申告または住民税申告をしてください。

※申請書・添付書類は1世帯につき1部提出してください。

※その他、世帯の状況により、必要な書類の提出を依頼することがあります。

(2)申請場所 小川町役場3階 学校教育課(郵送、学校への提出はできません。)

(3)当初認定の提出期限

令和8年4月30日(木)(認定日の扱いは4月1日となります)

※上記期限後も申請は随時受け付けますが、5月1日以降の申請は月割り認定となります。

※今まで援助を受けていた方も、援助を希望される場合は毎年申請してください。

<援助を受けられる費用の目安(令和7年度の年間支給限度額です。)>

援助費目	小学校		中学校	
学用品費	1~6年	11,630円	1~3年	22,730円
通学用品費	2~6年	2,270円	2~3年	2,270円
新入学児童生徒学用品費	—	—	小学6年	63,000円
学校給食費	1年	45,150円まで	1~2年	55,000円まで
	2~6年	47,300円まで	3年	52,500円まで
修学旅行費	22,690円まで		60,910円まで	
校外活動(宿泊なし)	1,600円まで		2,310円まで	
校外活動(宿泊を伴うもの)	3,690円まで		6,210円まで	
卒業アルバム費	6年	11,000円まで	3年	10,000円まで
オンライン学習通信費	1~6年	15,000円まで	1~3年	15,000円まで
(独)日本スポーツ振興センター 災害共済金	保護者負担掛金全額(5月1日時点の認定者)			
医療費	学校保健安全法に基づく疾病治療費			

- ※ 新入学児童生徒学用品費(入学準備金)は、小中学校入学の前年度に支給しています。
- ※ 学校給食費・修学旅行費・校外活動費・卒業アルバム費はそれぞれ必要な費用の実費を支給します。
- ※ 生活保護を受給している方は、保護費との重複を避けて修学旅行費のみ支給予定です。
- ※ 1学期分・2学期分・3学期分に分割して支給予定です。

### 3. 注意事項(必ずお読みください)

- ※ 「就学援助費受給申請書」の家庭状況欄は、住民票の登録にかかわらず同居している世帯員全員について記入してください。また、単身赴任等により別居中の保護者も含みます。  
**原則として世帯分離していても同じ住所地・建物にお住いの方は全員同一世帯とみなされます。**  
**ただし、明らかに別生計であると証明できる場合は、証明書類を持参のうえお申し出ください。**
- ※ 家庭状況の把握にあたっては、民生委員等関係機関に意見をお伺いすることもあります。
- ※ 申請結果につきましては、6月下旬頃、郵送にて通知する予定です。
- ※ 就学援助は学校の集金を免除するものではないため、受給中も学校の集金はお支払ください。
- ※ 申請は毎年必要です。当該年度以外の申請はできません。
- ※ 申請後に申請内容に変更が生じたときは、就学援助費支給変更届を提出してください。